

えびな市民まつり2025

参加団体募集要項【ブース出店】

令和 7 年 7 月

1 開催目的

えびな市民まつり（以下「市民まつり」という。）の開催を通じて、えびなの「魅力」「活力」「地域力」を発信するとともに、市民及び参加者に「笑顔」や「元気」を届ける。

2 開催概要

(1) 開催日

令和 7 年 11 月 16 日（日） 10：00～18：30 ※荒天中止

(2) 会場

海老名運動公園（海老名市社家4032番地の1）

3 主催／実施主体

海老名市／えびな市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）

4 募集内容

(1) 出店場所 : 海老名運動公園 陸上競技場等

(2) 出店日時 : 令和 7 年 11 月 16 日（日） 10：00～18：30

(3) 募集件数 : 100ブース程度

(4) 募集区分 : ◎ 市内一般団体

市内で活動している団体・企業・店舗

例) 市内企業、市内飲食店、市内サークル・同好会 等

◎ 市内公益団体

市内で公益的な活動を行っている団体

例) 公益社団法人、障がい者支援団体、高齢者支援団体 等

※ 趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動を行う団体は対象外となります。市民や地域における公益的な活動をしている団体が対象となります。

※ 企業や営利団体が公益的な活動を行っている場合は該当しませ

5 応募条件

市民まつりの目的に賛同し、次の項目をすべて満たしていること。

(1) 出店団体構成員は、原則全員が海老名市民であること。

※ 海老名市民とは、海老名市内在住、在勤、在学者のことです。

なお、営業所、事業所または店舗が市外にある場合は、在勤の対象外となります。

(2) 主に海老名市内で活動している団体であること。

※ 市民で構成されていても、市外で活動している場合は対象外となります。

(3) 次の項目をすべて満たしている団体であること。

ア ギャンブル性のある出店内容でないこと。

イ 政治、宗教的な意味合いのある出店内容でないこと。

ウ 暴力団の組員や関係者でないこと。

エ 強引な客引きや勧誘、入会手続きなどを来場者に強要することがないこと。

オ 著作権などの関係法令を厳守すること。

カ 何らかのトラブルが生じた場合、出店側が一切の責任を負うこと。

(4) 実行委員会が定める「飲食物の販売ルール」、「火気使用ルール」を厳守すること（該当団体のみ）。

(5) 一般的な感染症対策を実施し、来場者及び出店者の安全、安心を確保するための対策を行うこと。

(6) その他、市民まつりの開催に際し、実行委員会の指示に従える団体であること。

※ 「名義貸し」は厳禁です。発覚した場合、今回及び翌年以降も出店をお断りさせていただきます。

6 出店品目の制限

(1) 出店において、緑日の要素の強い品目を販売・提供はできません。

例) ヨーヨーすくい、金魚すくい、輪投げ、当てくじ、電球ソーダ、ジャガバタ、チーズハットグ、お絵かきせんべい、わたがし、お面、チョコバナナ、光るおもちゃ、りんご・いちご飴等、10円パン、チュロス、トルネードポテト 等

(2) 他団体と販売・提供する品目の重複が多い場合、品目数の調整に速やかに応じられること。

※ 焼きそば、フランクフルト、お好み焼き、たこ焼き、焼き鳥、かき氷は、例年品目数が多くなる傾向です。当該品目を販売・提供される団体は品目調整が行われる可能性があることをご留意ください。また、上記品目以外でも、品目数過多の場合、品目調整を行います。

7 出店費

出店費の詳細は、次の料金表をご確認ください。

出店費は「基本料金」、「追加物品料金」、「電気使用料金」の合計額となります。

(1) 基本料金

申込区分	来場者からの 料金徴収	出店区分	基本料金	内訳
市内一般団体	有	飲 食	30,000円	テント (360cm×540cm) 各団体 1 張、照明器具あり
		飲食以外	20,000円	
	無		10,000円	
市内公益団体	有	飲 食	15,000円	
		物 販	10,000円	
	無	展示・体験	3,000円	

(2) 追加物品料金

物品名	単位	来場者からの料金徴収	
		有	無
テーブル (180cm×45cm)	1 台	1,000円 (レンタル)	500円 (レンタル)
イス	1 脚	600円 (レンタル)	300円 (レンタル)
テーブル保護シート ※火気・IHコンロ使用団体のみ。 ※持参の場合、必要なし。	1 枚	500円 (購入)	
消火器 ※火気・IHコンロ使用団体のみ。 ※持参の場合、必要なし。	1 本	事前申込 1,100円 (レンタル) 当日申込 2,200円 (レンタル) ※使用した場合、消火器詰め替え費として+4,000円 ※当日申込の場合、本部テントにて代金をお支払い	

(3) 電気使用料金

申込区分	出店区分	内容	単価	備考
市内一般団体	全 て	コンセント (2 口) 1 個貸し出し ※最大1,500W	15,000円	500W追加ごとに 1,000円
市内公益団体	飲 食		7,500円	
	物 販		5,000円	
	展示・体験		免 除	

8 基本料金・追加物品料金・電気使用料金に係る注意事項

- (1) 同一グループ（店舗・企業）による複数出店はできません。
- (2) 主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合を除き、出店費の返金はいりません。
貸し出した物品を破損・紛失した場合は、実費分をご負担いただきます。
- (3) 「備品等貸出申請書」の「電気使用量」欄に正確な電気使用量をご記入ください。
※ 申請した電気使用量を超過した場合、当該ブース周辺一帯が停電するため、必ず使用するすべての電気機器のワット数を正確に調べてください。
- (4) 貸し出すコンセントは、2口で最大1,500Wまで対応可能なものです。
電気使用量が1,500Wを超える場合は、コンセントを増設することから追加料金（500W追加ごとに1,000円）が発生します。
また、申請された電気使用量に基づき仮設電気工事を行っており、各ブースごとに使用量を上限設定しているため、申請のない電気機器は絶対に使用しないでください。
例1) 600Wの電気機器を2つ申請する場合は、合計1,200Wとなるため、コンセント（2口）を1つ貸し出します。コンセントの最大1,500Wまで300Wありますが、申請した電気使用量に基づき上限を設定しているため、申請していない電気機器は絶対に使用しないでください。
例2) 800Wの電気機器を2つ使用の場合は、合計1,600Wとなるため、追加料金1,000円（500W）をお支払いの上、コンセント（2口）を1個追加でお貸しします。それぞれのコンセントは800Wを上限に設定しているため、申請していない電気機器は絶対に使用しないでください。
- (5) 事前に申請のあった内容を超える電力量を使用し、周辺を停電させた場合、出店停止及び店名を公表し、翌年以降も出店をお断りさせていただきます。
- (6) 各団体からの申請内容に基づき、仮設電気工事を発注するため、8月15日（金）の変更期限後の対応はできません。

9 ゴミ処理チケットの販売について

当日、本部テントにてゴミ処理チケットの販売を行います。
出店者の方は、指定のゴミ捨て場以外にゴミを捨てることはできません。
販売時間内にチケットを購入し、指定の時間・場所にチケットとゴミをお持ちください。
チケット1枚につき、出せるゴミは450サイズ1袋となります。

※ 当日使用するゴミ袋は、市が指定するゴミ袋である必要はありません。

- (1) ゴミ処理受付時間（予定場所：陸上競技場ステージ裏側）
 - ① 午後1時から 午後2時まで
 - ② 午後3時から 午後4時まで
 - ③ 午後6時から 午後7時まで
 ※ 1回の排出量に制限はありません。チケット1枚につき、1回収収できます。
- (2) ゴミ処理チケット料金

ゴミの種類	廃棄可能容量	チケット金額	チケット販売時間
燃やせるゴミ	各種 450	1枚500円	午前8時30分から午後6時
ペットボトル			
ビン			
カン			
ダンボール	制限なし		

(3) 受付可能品目

ゴミの種類	備考
燃やせるゴミ	生ごみ、紙製、保冷剤、炭、プラスチック※1、ビニール、ロープ、ホース、衣類、履物、油（固めたもの、タオル等で吸い込ませたもの）、発泡スチロール（砕いたもの）、アルミホイル
ペットボトル	中身が残っているもの、キャップ、ラベル付きのものは不可
ビン	
カン	スプレー缶は中身を抜いたもの
ダンボール	

※1 「プラ」マーク記載品目、ポリバケツ・ボウル、ストロー、容器類、カップ類等

(4) 受付不可品目

ゴミの種類	備考
燃やせないゴミ	金属類、ガラス類、ライター、電池、蛍光灯、危険物（刃物類）、家庭用金物類（やかん、鍋、金網、フライパンなど）、電気製品など

10 駐車場使用料

出店団体の駐車場は、1 団体につき 1 台分を有料（一律1,000円）で確保します。

駐車料金	駐車場について
1,000円 ※ 希望する場合	出店団体の駐車場は、1 団体につき 1 台分とします。 □ 駐車場サイズ：幅2.5m 長さ5.0m 高さ2.7m

11 申込方法

書類確認や団体の活動内容等について聞き取りを行いますので、出店責任者の方や申請内容を理解している方が作成し、提出してください。

※ 不備があった場合、申込を受け付けることができませんので、本要項を熟読のうえ、提出書類に不備がないようご注意ください。

提出書類	備考	
1 ブース出店申込書	出店責任者は、当日ブース内に常駐してください。 事務局からの連絡は、全て出店責任者の方に行います。	
2 備品等貸出申請書	漏れがないよう記入してください。特に、停電の恐れがあるため、「電気使用量」は、正確な数値を記入してください。	
3 団体構成員名簿兼活動実績報告書	名簿に記載の無い方は、参加出来ません。 市内外問わず、直近 2 年間の活動実績を記入して下さい。	
4 市内活動証明書	企業・法人・店舗等	事務所、店舗の住所が記載されたもの (パンフレット、HP 等)
	サークル・同好会等	写真、広報誌など
5 飲食物販売届出書	販売・提供する団体のみご提出ください。 提出は 1 種類につき 1 枚です。 例) 焼きそば、ペットボトル飲料を販売する場合は、各種 1 枚ずつ必要になります。	
6 営業許可証（飲食物提供団体）	該当団体のみ（1 年間で当まつり以外の行事に出店した又はその予定がある団体）	

提出方法		受付連絡※
電子	市ホームページから電子申請が可能です。 詳細は、市ホームページ又は二次元コードから。 	受付完了メールを送信
持参	えびな市民まつり実行委員会事務局 (海老名市役所 5 階 市民活動推進課内)へ直接持参 ※ 土日祝を除く、9 時～17 時	申請書の写しをお渡し
郵送	〒243-0492 海老名市役所 市民活動推進課 「えびな市民まつり実行委員会 ブース担当」宛	申請書の写しを郵送

※ 7 月中に「受付連絡」が届かない場合は、8 月 1 日（金）までに実行委員会へ必ずお問い合わせください。

申込期限
<u>令和 7 年 7 月 31 日（木）まで（必着）</u>

12 選考

提出書類、出店可能時間及び過去の出店実績での問題等を総合的に精査して、実行委員会で選考します。ただし、出店条件を満たす申込団体が多数あり、会場に入りきらない際は、公開抽選を行う場合があります。また、必要に応じて、申込団体へのヒアリングを実施させていただく場合があります。

13 出店団体説明会（及び公開抽選）

出店が決定した団体は、次の出店団体説明会に必ず出席してください。
説明会には原則「出店責任者」の方がお越しください。また、公開抽選の必要が生じた場合には、説明会冒頭で実施し、出店が決定した団体に対して説明会を行います。

（１）日時：令和７年９月４日（木） １８：００受付 １８：３０開始

（２）場所：市役所 ４階 ４０１会議室

※ 説明会及び公開抽選実施の通知については、８月中を予定しております。

14 変更の届出

提供する飲食物、使用する電気機器などに変更が生じた場合は、必ず申請内容変更届を実行委員会事務局に提出し、許可を受けてください。電話・ＦＡＸのみでの変更は不可とします。

変更期限は８月１５日（金）の１７時００分までとします。

15 出店ブースの位置

各団体の出店ブースの位置については、実行委員会で決定させていただきます。

16 出店責任

出店団体は、貴重品の管理など、自己のイベントに関して一切の責任を負うこととします。

17 保険への加入

出店団体の皆様は、「イベント保険」等に参加されることをお勧めします。

18 会計報告書の提出について

来場者から料金徴収する団体は、市民まつり終了後、１週間以内に会計報告書を提出してください。実行委員会で作成する書式に従って記入していただきます。

※ 提出いただけない団体は、翌年度以降の市民まつりへの出店をお断りします。

19 緊急時の避難対応について

雷雨・地震等の自然災害等により、実行委員会で避難が必要だと判断した場合は、すぐに営業を停止し、実行委員会の指示に従ってください。

20 開店チェック

実行委員会及び消防署職員による開店チェックを９時～１０時の間に順次実施します。

出店責任者が必ず立会いの下、開店チェック（申請品目、掲示物等）を受けてください。

21 閉店チェック

撤収時は、出店責任者立会いの下、実行委員会による閉店チェックを必ず受けてください。

実行委員会が、ブース内の状況（ゴミ、レンタル物品等）をチェックします。

閉店チェックを受けずに帰宅された場合、翌年度以降の出店をお断りします。

花火終了後、閉店チェックの準備ができた団体は実行委員会本部へ声をかけてください。

22 翌日清掃活動について

市民まつり翌日に、会場内の清掃活動を実施します。

各団体必ず１名以上のご参加をお願いします。

清掃活動にご参加いただけない場合は、翌年度以降の出店をお断りします。

清掃活動当日は、各団体ゴミ袋４枚（可燃ゴミ、ペットボトル、缶、不燃ゴミ）を持参してください。ゴミ袋は半透明で１５０～２００程度の大きさのものを用意してください。

※ ご持参いただくゴミ袋については、一般的なビニール袋をご用意ください。

※ 清掃活動は、１時間程度を予定しています。時間などの詳細は、説明会でお知らせします。

23 個人情報の取扱い

提出していただく個人情報は、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例に基づき、適正に管理し、市民まつり事業にのみ使用します。

24 注意事項

- (1) ブースを出ての歩き売りは行わないでください。
- (2) ブースの様子は撮影を行い、広報等で使用する場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 市民まつり以外のイベント開催情報を提供する場合があります。
- (4) 来場者及び関係者の安全、安心を第一に考え、実行委員会の判断の基、「募集内容」や「応募条件」などを変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

25 その他

(1) 商標権

商標登録がされている商品が無断で使用及び商用利用することはできません。
商標権には罰則規定があります。出店者の責任において商品を取り扱ってください。
商標登録商品の取り扱いの有無については、参加申込書の受付時に確認します。
商標登録商品の取り扱いについて「許可証」等をお持ちの場合は、持参してください。

(2) 出店停止

「市民まつり」出店者として、不適切な行為をした団体又は属する構成員を確認した場合、実行委員会の判断により出店を停止する場合があります。
また、翌年度以降の出店もお断りさせていただきます。

<過去の事例>

- (1) 出店時間を守らない
- (2) 飲酒をしながら営業をした
- (3) 閉店チェックを受けずに撤収する
- (4) 事前に申請のあった内容と異なる商品を提供する
- (5) 事前に申請のあった内容を超える電気量を使用し、周辺を停電させる
- (6) 翌日の清掃活動に参加しない
- (7) 火を扱った際に、大きな火の手となったことや大量の煙を発生するなどし、消防署から指摘を受けた場合やテントに著しい損傷を負わせた場合

※ 申込時にヒアリングを行い、上記等の不適切又は出店条件を満たさないと判断した場合は、出店をお断りする場合があります。来場者の安全確保のため、実行委員会が定める当要項の厳守をお願いいたします。

【問い合わせ先】

えびな市民まつり実行委員会事務局
海老名市勝瀬175番地の1 市役所5階（市民活動推進課内）
TEL (046) 235-4794 FAX (046) 231-2670